

# 特殊詐欺被害の未然防止に向けた当組合の取組みについて

令和3年1月15日  
周桑農業協同組合

当組合では、愛媛県警からの特殊詐欺被害の未然防止に向けた取組み要請も踏まえ、一部のお客さまを対象に、下記のとおりJA貯金口座でのお取引を制限させていただくことといたしましたのでお知らせいたします。

全国的に特殊詐欺(振り込め詐欺、還付金詐欺など)が多発する中、昨今は犯罪グループが、警察官や自治体職員を騙り、ご高齢の方からキャッシュカードを騙し取る預貯金詐欺やキャッシュカードをすり替えるキャッシュカード詐欺盗等手口も巧妙化し、被害がますます拡大していくことが懸念されています。

今回の取組みは、このような詐欺被害に対し、お客さまの大切な貯金をお守りするための対策ですので、何卒ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

## 記

### 1 対象となるお客さま

ICキャッシュカードをお持ちの満80歳以上(令和3年1月末時点)の個人のお客さま

### 2 利用制限について

上記1. に該当するお客さまは、JAバンクキャッシュカードを利用した1日あたりの「出金+振替(振込含む)合計金額」を50万円に制限させていただきます。

### 3 利用制限の開始日

令和3年2月26日(金)

### 4 その他

対象となったお客さまで、利用制限を希望されないお客さまはお取引のある支所窓口までお申し出ください。

以上

本件に関するお問い合わせ  
周桑農業協同組合 金融共済部  
(0898) 68-6266